

岡 山 県 公 報			目 次	
発行 岡 山 県			担当課（室）	
技能検定試験手数料の金額の一部改正 （県例規集登載）			労働雇用政策課	
知事指定薬物の指定の失効			医薬安全課	
指定障害福祉サービス事業者の指定			障害福祉課	
指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出			"	
指定居宅サービス事業者等の指定			長寿社会課	
指定居宅介護支援事業者の指定			"	
小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間			水産課	
【公 告】				
平成二十九年 度行政書士試験の実施			総務学事課	
岡山県医療審議会からの答申			医療推進課	
大規模小売店舗の変更の届出の縦覧			経営支援課	
"			"	
"			"	
大規模小売店舗の廃止の届出			耕地課	
土地改良区役員の退任届				
【人事委員会】				
平成二十九年 度岡山県職員 B 採用試験及			人事委員会	
び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施 平成二十九年 度第二回岡山県警察官採用試験の実施 【公安委員会】 警備業法に基づく講習			担当課（室）	
			生活安全企画課	

◎岡山県告示第三百七十一号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、実技試験手数料金額の(2)の改正規定（「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改める部分に限る。）は同年十一月一日から施行する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

実技試験手数料金額の(2)中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改め、実技試験手数料金額の(2)の表中「特定高校生」を「減額対象者」に、「めつき」を「めつき」に改め、「複写機組立て」及び「木型製作」を削り、「九、〇〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、実技試験手数料金額の(3)の表中「特定高校生」を「減額対象者」に、「めつき」を「めつき」に、「配管」を「配管、型枠施工」に、「六、〇〇〇円」、「五、〇〇〇円」及び「四、四〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、実技試験手数料金額の(4)中「及び(6)及び「の各号」を削り、実技試験手数料金額の(6)を次のように改める。

(6) 減額対象者について

(2)及び(3)の「減額対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

イ 二級又は三級の実技試験を受検する者であつて、当該実技試験の受検日の属する年度の四月一日において三十五歳に達していないもの

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者以外の者

◎岡山県告示第三百七十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー（メチルアミノ）ーニフェニルシクロヘキサンーオン（通称名Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類

2 ー（四ークロロフェニル）ーNーメチルプロパンーニアミン（通称名四ーCMA、pCMA）及びその塩類

3 ー（四ーシアノブチル）ーNー（ニフェニルプロパンーニイル）ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLー四CNーBINACA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十九年七月一日

◎岡山県告示第三百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

統合ケアハウスリンクス

2 所在地

備前市伊部一七八五番地の四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人コミュニケーションネットワーク L i n k s

2 主たる事務所の所在地

備前市伊部一七八五番地の四

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇二二〇

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

作業処しあわせの家

2 所在地

赤磐市桜ヶ丘西四丁目一〇番一五号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人しあわせの家

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜ヶ丘西四丁目一〇番一五号

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇一九二

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第三百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グレイス・のぞみ

2 所在地

玉野市木目一四六一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人同仁会

2 主たる事務所の所在地

玉野市木目一四六一番地

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇二〇九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションみどり

2 所在地

和気郡和気町田原下七九五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人みどり

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町田原下一〇八三番地

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 事業所番号

三三一二三〇〇一五九

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第三百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ユウユウハウス中島

2 所在地

岡山県津山市中島一七九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ダンケ

2 所在地

岡山県津山市一方三三五番地一

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三二九

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

川崎商会 備前店

2 所在地

岡山県備前市日生町日生八八九番地の七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	株式会社川崎商会
2	所在地
	岡山県岡山市南区妹尾二六一三番地一
3	指定年月日
	平成二十九年七月一日
4	介護保険事業所番号
	三三七一一〇〇七九七
5	サービスの種類
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定居宅介護支援事業所 燕子花

2 所在地

岡山県津山市坪井下二二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社燕子花

2 所在地

岡山県津山市綾部二三四八番地五

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三一一

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あさひ居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県赤磐市坂辺八一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

森ケアサービス株式会社

2 所在地

岡山県赤磐市惣分二八番地

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四一二

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第三百七十七号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

申請期間

平成二十九年七月五日から同月二十一日まで

〔二六四〕行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三条第一項の行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。なお、試験の施行に関する事務は、同法第四条第一項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに行わせる。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時

平成二十九年十一月十二日（日曜日）午後一時から午後四時まで

二 試験の場所

山陽女子中学校・高等学校（岡山市中区門田屋敷二丁目二番一六号）

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

（1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 四十六題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成二十九年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

（2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解についてそれぞれ出題する。

2 試験の方法

（1）試験は、筆記試験によって行う。

（2）出題の形式は、1（1）については択一式及び記述式、1（2）については択一式とする。なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。

四 受験願書及び試験案内の配布

1 窓口配布

（1）配布期間

平成二十九年八月七日（月曜日）から同年九月八日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

（2）配布場所

ア 一般財団法人行政書士試験研究センター

イ 岡山県庁（県民室及び総務部総務学事課）

ウ 各県民局地域政策部総務課

エ 各県民局地域政策部地域総務課

オ 岡山県行政書士会

2 郵送配布

住所、氏名及び郵便番号を記載し、百四十円分の切手を貼付した返信用封筒（角形二号（A四サイズの受験願書が折らずに入る大きさのもの）を同封した上、郵便で請求すること（平成二十九年九月一日（金曜日）の消印があるものまで受け付ける。）。

請求先 〒二五二ー〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

五 受験手続

1 郵送による受験の申込み

(1) 受験願書の受付期間

平成二十九年八月七日（月曜日）から同年九月八日（金曜日）まで（同日の消印があるものまで受け付ける。）

(2) 受験願書の受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課。受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送すること。

(3) 提出書類

ア 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

イ 六の特例措置を希望する場合は、行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等

2 インターネットによる受験の申込み

(1) 受験の申込みの受付期間

平成二十九年八月七日（月曜日）午前九時から同年九月五日（火曜日）午後五時まで

(2) 入力に当たっての注意事項

ア 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター

のホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp/>) で確認すること。

イ 平成二十九年九月五日（火曜日）は回線が混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるため、早めに申し込むこと。

ウ 平成二十九年九月五日（火曜日）午後五時までに申込みの入力を完了していない場合は、接続中又は入力中であっても受験の申込みができなくなるので注意すること。

3 受験手数料

七千円。試験案内に記載する方法により払い込むこと。

(1) 払込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(2) 払い込まれた受験手数料は、天災等の理由により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

(3) インターネットにより受験の申込みを行う場合は、所定のクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

4 試験に関する問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号〇三―三二六三―七七〇〇

六 特例措置の実施

身体機能に障害のある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用等受験に際して特例措置を希望するものは、事前の申請の手続が必要となるため、受験の申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターに相談すること。

七 合格発表

1 合格発表の日時

平成三十年一月三十一日（水曜日）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及び同センターのホームページ並びに岡山県総務部総務学事課前及び同課のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/5/>) に合格者の受験番号を掲示するとともに、同センターから受験者に合否通知書を郵送する。

〔二六五〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十九年五月二十九日

二 答申を受けた年月日

平成二十九年六月二十六日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

平成29年7月4日 岡山県公報 第11902号

〔二六六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピーズ和気店

所在地 和気郡和気町衣笠字福連六七六番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ハピーマート和気店

（変更後）天満屋ハピーズ和気店

4 変更年月日

平成二十八年三月一日

二 届出年月日

平成二十九年六月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年七月四日から同年十一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二六七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一一七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明
名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一一七〇番地
代表者の氏名 代表取締役 稲井 範行
名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一
代表者の氏名 代表取締役 定方 健二
名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号
代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生
(変更後)

名称 株式会社イズミ
住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

名称 株式会社いない
住所 鳥取県倉吉市河原町一一七〇番地
代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

名称 有限会社家具のサダカタ
住所 真庭市惣一八八番地の一
代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

名称 株式会社イエローハット
住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号
代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり
(変更後) 届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日
平成二十六年九月二十九日ほか

二 届出年月日
平成二十九年六月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年七月四日から同年十一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二六八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

ア 株式会社イズミ 午前九時三十分

イ 株式会社いない 午前十時

ウ 有限会社家具のサダカタ 午前十時

エ 株式会社イエローハット 午前十時

(変更後)

ア 株式会社イズミ 午前九時

イ 株式会社いない 午前九時

ウ 有限会社家具のサダカタ 午前十時

エ 株式会社イエローハット 午前十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 全駐車場 午前九時から午後十時三十分まで

(変更後) 全駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成二十九年六月二十三日

二 届出年月日

平成二十九年六月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年七月四日から同年十一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課

平成29年7月4日 岡山県公報 第11902号

〔二六九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があつた。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

1 名称 有限会社ノカミ

住所 津山市河辺一六四二番地

代表者の氏名 代表取締役 清水 喜市

2 名称 有限会社開

住所 津山市河辺九一四番地の四

代表者の氏名 代表取締役 清水 誠一

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヒマラヤ津山インター店

所在地 津山市河辺字五反田九一五番地一ほか

三 廃止年月日

平成二十九年六月十二日

四 届出年月日

平成二十九年六月二十三日

〔二七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

西山 博

退任役員
住所
氏名
理事
理事の別

理事

◎岡山県人事委員会公示第四号

平成二十九年年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

1 岡山県職員B

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
事 務	四名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
土 木	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

2 市町村立小・中学校事務職員

試験区分		採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
小・中学 校事務	A	十名	市町村立小・中学校等（岡山市立であるものを除く。）において、事務に従事する。
	B	九名	

二 受験資格

1 岡山県職員B

平成八年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）

を卒業した者又は平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者

(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

2 市町村立小・中学校事務職員

A 区分

昭和六十二年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者

B 区分

平成八年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者

3 次のいずれかに該当する者は、1又は2に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分		種 目	
土 木	事務	教養試験	内 容
	小・中学 校事務	適性検査	
	専門試験	教養試験	

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。

性格、心理等について検査を行う。

数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等について、択一式による筆記試験を行う。

適性検査	性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 口述試験

個別面接により行う。

(2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十九年九月二十四日（日曜日）	試験会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
			岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	平成二十九年十月二十七日（金曜日） 平成二十九年十月二十八日（土曜日） から同年十一月一日（水曜日）までの うち指定する日（第一次試験の合格者 に対して、直接通知する。）	試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
-------	---	------	-----------------------------

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区 分	発 表 の 期 日	内 容
第一次試験	平成二十九年十月十一日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十九年十一月十五日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十年四月一日とする。

2 給与

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。
- (1) 平成二十九年四月採用者（新卒者）の給料月額は一五四、一〇〇円である。
 - (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十九年七月四日（火曜日）から同年八月十六日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、平成二十九年七月四日（火曜日）から同年

八月九日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。
八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六 1 (1) の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第五号

平成二十九年 度第二回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

警察官 B		警察官 A		試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
				女性	男性	
女性		女性		四名	二十六名	警察本部、警察署等において、個人の生命、身体及び財産の保護に当たり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事する。
男性		男性				

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受 験 資 格
警察官 A（男性） 警察官 A（女性）	昭和五十九年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官 B（男性）	昭和五十九年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた

警察官B（女性）
者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。 (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分				種目	内 容
警察官A（男性） 警察官A（女性）				教養試験	大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
				論文試験	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
				適性検査	性格、心理等について検査を行う。
				体力試験	反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。

身体検査 1									
指及び関節運動	体重	身長	項目	職務遂行に必要な身体状態かどうかについて行う。	握力	上体起こし	反復横跳び	項目	
			警察官(男性)						
	四七キログラム以上	一六〇センチメートル以上	警察官(女性)						
	四三キログラム以上	一五〇センチメートル以上			左右平均三七キログラム以上	三〇秒間に二回以上	二〇秒間に四回以上	警察官(男性)	
					左右平均二四キログラム以上	三〇秒間に一回以上	二〇秒間に四回以上	警察官(女性)	

資格加					点
七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。					
英語	剣道	柔道	分野	資格・免許・検定	
実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC 四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT） 四六〇点以上 TOEFL（CBT） 一四〇点以上 TOEFL（iBT） 四八点以上 国際連合公用語英語検定試験 C級以上	二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）	二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）			

		警察官 B (男性) 警察官 B (女性)							
		体力試験	適性検査	作文試験	教養試験				
項 目	警察官(男性)	反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。	性格、心理等について検査を行う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。				
	警察官(女性)					中国語	韓国語	財務	情報処理
						中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC 四〇〇点以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	日商簿記検定試験二級以上	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者

					身体検査 1					
					職務遂行に必要な身体状態かどうかについて行う。					
指及び関節運動	職務遂行に支障のないこと。	体重	身長	項目		握力	上体起こし	横跳び	反復	
		四七キログラム以上	一六〇センチメートル以上	警察官(男性)		左右平均三七キログラム以上	三〇秒間に二回以上	五回以上	二〇秒間に四回以上	
		四三キログラム以上	一五〇センチメートル以上	警察官(女性)		左右平均二四キログラム以上	三〇秒間に一回以上	〇回以上	二〇秒間に四回以上	

					資格加 点
中国語	英語	剣道	柔道	分野	七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。
中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一	実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC 四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT） 四六〇点以上 TOEFL（CBT） 一四〇点以上 TOEFL（iBT） 四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以上	二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）	二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）	資格・免許・検定	

聴 力	色 覚	視 力	項 目
職務遂行に支障のないこと。	職務遂行に支障のないこと。	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上	警 察 官 （ 男 性 ）
			警 察 官 （ 女 性 ）

- 2 第二次試験
- (1) 口述試験
- 集団面接及び個別面接により行う。
- (2) 身体検査 2
- 所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。

情報処理	財 務	韓 国 語	
情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者	日商簿記検定試験二級以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） T E C C 四〇〇点以上

精密検査 職務遂行に支障のない身体状態であること。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	試験会場
平成二十九年九月十七日（日曜日）	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟 岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟

(2) 体力試験及び身体検査 1

試験の期日	試験会場
平成二十九年九月十三日（水曜日）から同月十六日（土曜日）まで及び同月十八日（月曜日）のうち指定する日（受験申込者に対して、直接通知する。）	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

2 第二次試験（口述試験及び身体検査 2）

口述試験の期日	口述試験会場
平成二十九年十一月十八日（土曜日）から同月二十三日（木曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

対して、直接通知する。）

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十九年十月十一日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十九年十二月六日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 平成二十九年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

警察官 B		警察官 A	試験区分
高等学校卒業 者	短期大学卒業 者	大学卒業 者	学歴
一八一、四〇〇円	一九六、四〇〇円	二二四、二〇〇円	給料月額

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十九年七月四日（火曜日）から同年八月十六日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十九年七月四日（火曜日）から同年八月九日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六 1 (1) の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県公安委員会告示第百八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年七月四日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十九年九月二十六日（火曜日）及び同月二十七日（水曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

(ア) 二 1 に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 二 2 に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 二 3 に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 二 4 に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 二 5 に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年八月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千元

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。